

異常な添乗問題で 弁護士に相談しています！

地本は、5月に東海労へ加入した大阪第二運輸所の池田裕生さんに対して約2ヶ月の間に繰り返されている異常な添乗問題について弁護士に相談しました。

- ・池田さんが東海労に加入する前の添乗回数は技能確認を行う程度のものでした。
- ・池田さんが東海労加入以降、2ヶ月間に10回以上の添乗があった。
- ・池田さんから会社に対して「大阪第二運輸所管理者によるパワハラ行為について」の苦情申告票を出している。
- ・苦情申告票を提出以降も、異常な添乗があった。
- ・池田さんは異常な添乗に精神的なプレッシャーで苦痛である。

地本と大二輪分会は池田さん本人と上記の問題について弁護士に相談しました。

【弁護士から】

- ・パワハラと異常な添乗については事実に基づいて調査・報告が必要である。
- ・他と比べて2ヶ月間で10回以上の添乗は「異常な添乗であり不当労働行為」と言える。
- ・パワハラ、不当労働行為を繰り返す会社に対して「警告文」を出すことも出来る。

社員の皆さん！あなたもパワハラを受けていませんか！

パワハラの定義とは「職場内の地位・優位性や立場を利用している」「業務の適正範囲を超えた指示・命令である」「相手に著しい精神的苦痛を与えたりその職場の環境を害する行為」です。

みんなで声を上げ、職場から不当労働行為とパワハラ・セクハラ・マタハラを無くしていきましょう！！